

令和 7 年
2 月 号

一関労働基準監督署からのお知らせ

1, 2 月は令和 6 年度化学物質管理強調月間です！

～ 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう ～

令和 4、5 年の労働安全衛生法令の改正に伴い、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づきリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制が導入され、令和 6 年 4 月に本格施行されたところです。

しかし、対策を講ずべき事業場の範囲が従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大しており、化学物質管理の知見がかならずしも十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要であることから、厚生労働省では、今般、毎年 2 月を「化学物質管理強調月間」とし、本年度から実施することといたしました。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われていますが、そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約 2,900 程度あることがわかっています。

この機会に職場で取り扱う化学物質の有害性を認識した上で、化学物質の自律的管理を進めましょう。

○実施期間 2 月 1 日から 2 月 28 日まで

○実施事項 「令和 6 年度化学物質管理強調月間要綱」をご確認ください。



2, 冬季特有の労働災害を防止しましょう！

本年は暖冬のため例年よりも雪が少ない状況ですが、冬季寒冷期へ入ったことにより、凍結・降雪等の自然要因も加わり、路面凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有要因による災害が発生するリスクが高まる時季です。

岩手労働局管内は降雪地域であるため、年間の全死傷者数の 2 割ほどは、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故などの冬季特有要因によるものとなっています。

冬季における労働災害防止への積極的な取り組みをお願い申し上げます。

(1) 冬季転倒災害防止対策強化期間について

岩手労働局では、冬季間における転倒災害を防止するため、12 月から 2 月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動して転倒災害防止に取り組んでいます。

～重点実施事項～

- 安全委員会等における転倒災害防止に係る調査審議。
- 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認。
- 気象情報の活用によるリスク低減の実施。
- 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底。
- 防滑靴の着用や安全な歩き方の指導等。

冬季に発生する転倒災害は、屋外にある自社の駐車場、通路のほか、訪問先などの駐車場、通路でも発生しています。また、雪が付着した靴のまま事務所や工場などに入ったために屋内であっても滑るといった災害も発生しています。

滑りずらい靴を履く、適切な除雪、融雪剤の有効活用、濡れた個所の速やかなふき取りなど



「冬季死亡災害ゼロ 100 日運動」(令和 6 年 11 月 21 日～令和 7 年 2 月 28 日)を展開中です！

重点事項(冬季特有災害、墜落災害、機械設備災害、車両系機械災害の防止)への取り組みをお願いします。

岩手県最低賃金は時間額 952 円です！(令和 6 年 10 月 27 日 発効)
岩手県特定(産業別)最低賃金も改正(令和7年1月22日発効)されています！

により、冬季の転倒災害防止に取り組みましょう。

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要です！！

- ・ 駐車場や通路では積雪の下の氷、除雪後の薄氷、雪の融水による凍結
- ・ 建屋出入口は、除雪後の水分の凍結

こまめな除雪・融雪は、社員への配慮だけでなく、訪問者への配慮にもなります。

安全衛生活動でも、転倒災害防止を重点的に実施しましょう

職場の総点検、安全衛生委員会等での調査審議等により、職場環境の改善を図りましょう。

- ・ 4 S 活動の推進
- ・ 転倒しにくい作業方法の励行
- ・ 危険箇所の見える化 など

(2)交通労働災害の防止について

降雪や凍結による道路状況の悪化により、自動車などのスリップ事故が多発する時期です。天候により道路事情は刻々と変化しています。時間的な余裕をもって、場所や道順等をよく調べた上で運転してください。慣れた道路でも凍結しやすい、日陰、トンネル出入口付近、橋の上などでは、特に注意して走行しましょう。

速度を落とし、**3急運転(急発進 急ハンドル 急ブレーキ)**を控え、安全運転を心掛けよう！

冬道の安全運転 1・2・3 運動(**1割のスピードダウン、2倍の車間距離、3分早めの出発**)で運転を！

3, 令和 6 年 12 月末現在における労働災害の発生状況について

休業 4 日以上 の死傷災害(新型コロナを除く)	134 件	(前年同期比較 - 33 件、 - 19.8%)
(新型コロナを含む)	165 件	(" - 32 件、 - 16.2%)
うち、死亡	0 件	(" - 1 件)

令和 6 年 12 月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)は 134 件で、**前年同期から - 33 件 - 19.8%と大幅に減少**し、また、死亡災害は発生していません。(新型コロナウイルス感染症を含むと 165 件で、前年同期比 - 32 件 - 16.2% 減少。)

業種別(コロナ除く)では、 製造業 35 件(前年同期比 - 7 件 - 16.7%)、 建設業 27 件(同 + 2 件 + 8.0%)、 商業 20 件(同 + 1 件 + 5.8%)、 保健衛生業 17 件(同 - 3 件 - 15.0%)、 運輸交通業 12 件(同 - 1 件 - 7.7%)等となっています。

事故の型別(コロナ除く)では、 転倒 32 件(構成比 23.9%。前年同期比 - 21 件 - 39.6%)、「墜落・転落」27 件(同 20.1%。同 + 1 件 + 3.8%)、「動作の反動・無理な動作」14 件(同 10.4%。同 - 1 件 - 6.7%)、「はさまれ・巻き込まれ」12 件(同 9.0%。同 ± 0 件 ± 0.0%)、「激突され」10 件(同 7.5%。同 - 4 件 - 28.6%)、「切れ・こすれ」10 件(同 7.5%。同 + 5 件 + 100.0%)及び「交通事故」10 件(同 7.5%。同 + 5 件 + 100.0%)等となっています。

転倒災害は前年同期に比べて季節的要因に関係なく半減していますが、本格的な降雪期を迎えており、降雪・凍結等による増加することが懸念されることから、除雪や融雪等、転倒災害防止対策の着実な実施が求められます。

当署では、令和 6 年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標 143 人以下 **○死亡災害 0 人(発生させない)**

と定め、労働災害防止対策を推進して参りました。

死亡災害は目標を達成することができましたが、休業 4 日以上の労働災害は 12 月末時点では目標達成の見込みでしたが、本年 1 月に入り令和 6 年発生分の報告が相次いだこともあり、目標である 143 人以下とすることはできませんでした。

休業 4 日以下の労働災害は令和 5 年からは大きく減少しましたが、これは各事業場の皆様が危機感を持って労働災害防止に向けた積極的な取り組みを行っていただいた結果であり、感謝申し上げます。

当署では、令和 7 年における労働災害防止に係る目標を、引き続き、

○全労働災害減少目標 143 人以下 **○死亡災害 0 人(発生させない)**

と定め、労働災害防止対策を推進して参ります。

労働災害はあってはならないものであります。

各事業場の皆様におかれましては、「令和 7 年には労働災害を発生させない！」という強い決意の下、引き続き労働災害防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。

岩手局最新
災害統計



一関署最新
災害統計
&
死亡災害ゼロ運動
リーフレット



冬季転倒災害
防止対策
強化期間



安全！！



冬季転倒災害防止対策強化期間(令和 7 年 2 月 28 日まで)展開中です！